

米軍嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練に対する意見書

米軍は、去る12月19日午後8時頃、少なくとも4人の兵士が降下訓練を行った。

沖縄県や地元自治体（三連協）を始め、本町議会でも再三にわたり同基地内でのパラシュート降下訓練に対し抗議決議及び意見書を可決し、関係機関に対し抗議、要請してきたにも関わらず、訓練が強行されたことに対し強い憤りを禁じ得ない。

同訓練は、住宅が密集する基地周辺で実施することの危険性から、沖縄県や基地周辺自治体の強い中止要請を受け、平成8年のSACO（日米特別行動委員会）の最終報告において、伊江島補助飛行場での実施が合意されているが、合意後も例外を盾に嘉手納基地での訓練が繰り返され、今回で15回目となる。

防衛局の情報によると、伊江島補助飛行場の滑走路の整備状態がMC-130の離着陸に適さないものであることから、嘉手納飛行場での訓練は「例外的」に行うものとのことである。

「例外的」に該当するか否かについては、①定期的な訓練ではない、②小規模なものである、③訓練を行う喫緊の必要がある、④悪天候の制約により伊江島飛行場で訓練が行えない、が要件となるとのことだが、到底看過できるものではない。

平成18年の米軍再編ロードマップで合意された嘉手納基地の負担軽減にも逆行した機能強化であり、地域住民や議会、行政の抗議を一顧だにしない米軍の訓練強行は断じて許されない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート訓練及び夜間訓練を全面禁止させること。
- 2 平成8年の日米合意を遵守させ、例外的措置を撤廃させること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長